

新型コロナウイルスに関する支援策のご案内

小田原箱根商工会議所

新型コロナウイルスの影響を受けている事業者に対する支援策につきまして、以下の通りご案内しますので、ぜひご活用ください。
(令和2年10月1日時点)

■事業収入が減少している事業者に対して2021年度の固定資産税・都市計画税が減免されます
事業者の保有する「建物」や「設備」の2021年度の固定資産税及び都市計画税が事業収入の減少幅に
応じ、ゼロ又は1/2となります。

〈減免対象〉

- * 事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税
- * 事業用家屋に対する都市計画税

〈2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率〉

- * 50%以上減少→軽減率/全額
- * 30%以上50%未満→軽減率/2分の1

〈適用手続き、申告の流れ〉

売上や対象となる事業家屋・償却資産について認定支援機関等の確認を得た必要書類とともに市町村の窓口にて申告していただきます。



認定経営革新等 支援機関等 とは？

- ① 認定経営革新等支援機関
 - ・ 認定を受けた税理士、公認会計士又は監査法人、中小企業診断士、金融機関（銀行、信用金庫等）など
- ② 認定経営革新等支援機関に準ずるもの
 - ・ 都道府県中小企業団体中央会
 - ・ **商工会議所（当会議所でも10月より認定業務開始）**
 - ・ 商工会
- ③ 認定経営革新等の「等」に含まれる者のうち、帳簿の記載事項を確認する能力があつて、確認書の発行を希望するもの
 - ・ 税理士、税理士法人、公認会計士、監査法人、中小企業診断士
 - ・ 青色申告会連合会、青色申告会 など

〈必要書類〉

- * 申告書（自治体毎で異なります）
- * 収入減を証する書類（会計帳簿や青色申告決算書の写しなど）
- * 特例対象家屋の事業用割合を示す書類（青色申告決算書など）

○提出書式については

小田原市HP <https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/tax2/assets/news/p29569.html>

問合せ先：小田原市総務部資産税課 TEL0465-33-1361（償却資産）、1371（家屋）

箱根町HP <http://web.town.hakone.kanagawa.jp/index.cfm/6,20952,15,111.html>

問合せ先：箱根町総務部税務課 TEL0460-85-7750

【認定の問合せ】 小田原箱根商工会議所経営支援グループ TEL0465(23)1811

上記以外の支援策については、「[経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連](#)」のWEBサイトをご覧ください。